

第 5 4 号議案

亀岡市営住宅管理条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市営住宅管理条例（平成 9 年亀岡市条例第 4 8 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成 9 年亀岡市条例第 4 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 7 号」を「第 6 号」に改め、「第 4 号」を
削り、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号
とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「入居者と同程度以上の収入を有する者
で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を「緊急時の連絡
先等を記載した」に改める。

第 1 1 条を次のように改める。

第 1 1 条 削除

第 4 2 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 10 条第 1 項第 1 号の規定により提出された請書は、改正後の第 10 条第 1 項第 1 号の規定により提出されたものとみなす。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 市営住宅への入居に際し、連帯保証人の選任を不要とすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。